

中野区教育委員会会議録 平成26年第8回定例会

○開会日 平成26年3月14日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時40分

○出席委員

| | |
|-------------|---------|
| 中野区教育委員会委員長 | 大 島 やよい |
| 中野区教育委員会委員 | 小 林 福太郎 |
| 中野区教育委員会委員 | 渡 邊 仁 |
| 中野区教育委員会委員 | 高 木 明 郎 |
| 中野区教育委員会教育長 | 田 辺 裕 子 |

○出席した関係職員

| | |
|-----------------------|---------|
| 教育委員会事務局次長 | 高 橋 信 一 |
| 副参事(子ども教育経営担当・知的資産担当) | |
| | 辻 本 将 紀 |
| 副参事(学校再編担当) | 石 濱 良 行 |
| 副参事(学校教育担当) | 伊 東 知 秀 |
| 指導室長 | 川 島 隆 宏 |
| 副参事(学校・地域連携担当) | 濱 口 求 |
| 副参事(子ども教育施設担当) | 伊 藤 正 秀 |

○担当書記

| | |
|-----------|---------|
| 子ども教育経営分野 | 片 岡 和 則 |
| 子ども教育経営分野 | 仲 谷 陽 兵 |

○会議録署名委員

| | |
|-----|---------|
| 委員長 | 大 島 やよい |
|-----|---------|

委員

渡邊 仁

○傍聴者数 13人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 中野区教育委員会委員長の選挙

日程第2 第12号議案 中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

日程第3 第13号議案 中野区いじめ防止基本方針

[協議事項]

(1) 教育委員会に対する陳情について

① 教育長による区立学校への「常時国旗掲揚」要請を撤回し、改めて教育委員会での審議を求める陳情（子ども教育経営担当、指導室長）

(2) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について（子ども教育施設担当）

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

① 中野区立中学校における学校用務業務等委託事業者選定結果について（学校教育担当）

② 平成25年度中野区子ども読書活動奨励事業の実施報告について（知的資産担当）

③ 学校施設の調査・診断結果について（子ども教育施設担当）

中野区 教育委員会
第8回定例会
(平成26年3月14日)

午前10時00分開会

大島委員長

おはようございます。

教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

ここで傍聴の方にお知らせします。本日の事務局報告事項の1番目、「中野区立中学校における学校用務業務等委託事業者選定結果について」及び3番目、「学校施設の調査・診断結果について」の資料は、区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただくこととします。傍聴の方はご退室の際に事務局へ資料の返却をお願いします。

それでは日程に入ります。

<議決案件>

<日程第1>

大島委員長

日程第1、「中野区教育委員会委員長の選挙」を行います。教育委員会の委員長の任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項により、1年と定められており、私の委員長としての任期は本年3月27日をもって満了いたします。したがって、同法第12条第1項の規定に基づき、平成26年3月28日から平成27年3月27日までの1年を任期として、次期委員長の選挙を行いたいと思います。

ここでお諮りをいたします。

委員長の選挙の方法につきましては、中野区教育委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、指名推選によることとし、委員長の私が指名をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

では異議ございませんので、選挙の方法は指名推選によることとし、委員長の私が指名をすることに決定しました。

それでは次期委員長に小林委員を指名いたします。

ここでお諮りをいたします。ただいま指名されました小林委員を次期委員長の当選人と

定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

ではご異議ございませんので、次期委員長に小林委員が当選されました。

ここでお諮りをいたします。

ただいま次期委員長が選出されたことに伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、次期委員長職務代理者の指定を行いたいと思いますので、中野区教育委員会委員長職務代理者の指定を追加日程第1として日程に追加することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

では異議ございませんので、追加日程第1として「中野区教育委員会委員長職務代理者の指定」を行うことに決定しました。

<追加日程第1>

大島委員長

追加日程第1、「中野区教育委員会委員長職務代理者の指定」を行います。

ここでお諮りをいたします。

次期委員長職務代理者の指定の方法につきましては、中野区教育委員会会議規則第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定を準用して、指名推選によることとし、次期委員長の小林委員より、第1順位の方、及び第2順位の方を指名していただくこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

ではご異議ございませんので、次期委員長職務代理者の指定の方法は指名推選によることとし、次期委員長の小林委員より第1順位の方、及び第2順位の方を指名していただくことに決定しました。

それでは小林委員よりご指名をお願いします。

小林委員

それでは次期委員長職務代理者として、第1順位の方に渡邊委員を、第2順位の方に高木委員を指名いたします。

大島委員長

ここでお諮りをいたします。

ただいま小林委員よりご指名のありましたとおり、次期委員長職務代理者の第1順位の方に渡邊委員を、第2順位の方に高木委員を当選人と定め、次期委員長職務代理者として指定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

ではご異議ございませんので、次期委員長職務代理者に、第1順位の方として渡邊委員が、第2順位の方として高木委員が指定されました。

<日程第2>

大島委員長

続きまして日程第2、第12号議案、「中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇級等に関する規則等の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは議案の説明をお願いします。

副参事(学校教育担当)

第12号議案「中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇級等に関する規則等の一部を改正する規則」につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず提案理由でございますが、中野区立学校の管理運営に関する規則の改正に伴いまして、規定を整備する必要があるためでございます。

内容につきましては、教育委員会資料でご説明いたしますので、ごらんください。

改正理由でございますが、ただいま申したとおりでございます。条項が変わることでございます。そのために関係規定を整備する必要があるということでございます。

改正する内容でございますが、2番のところ(1)から(3)までの規則、こちらの三つの規則を改正いたします。改正内容につきましては、別表中の「第6条の4第1項又は第2項」を「第6条の5第1項又は第2項」とするものでございます。

3番目、施行期日でございますが、いずれも公布の日からとなります。

改正の部分でございますが、裏面の新旧対照表をごらんください。右側が現行、左側が改正案で、それぞれ下線の部分を改正するというものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

大島委員長

それではただいまのご説明につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いします。

渡邊委員

これは内容というよりは、条項が入って一つずつ繰り下がったと、そういうふうを考えてよろしいわけですね。

副参事（学校教育担当）

そのとおりでございます。

小林委員

今、渡邊委員の発言のとおり、私もそのように承知いたしました。特に、給与面に関してということですので、これでお進めいただければと思います。

またこれとは離れて、幼稚園職員に関しては、幼児教育の充実はもとより研修の充実その他、全般的にいい教育が行われるような配慮を今後とも進めていくことが重要であると思いますので、その点もお含みおきいただければと思います。

以上です。

大島委員長

ほかに質疑はございますか。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

大島委員長

なければ質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第12号議案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大島委員長

ではご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<日程第3>

大島委員長

では次、日程第3、第13号議案「中野区いじめ防止基本方針」を上程いたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは13号議案、「中野区いじめ防止基本方針」につきまして、ご説明をいたします。

まず、提案理由としましては、中野区いじめ防止基本方針を決定する必要があるということです。これにつきましては、前回ご協議をいただきました。その際、委員の皆様からさまざまなご意見等が出されましたので、それを踏まえて一部修正をしたものを、きょうご提案するものです。

説明に入る前に、中野区いじめ防止基本方針の策定についてという資料をごらんください。これにつきまして詳細は前回ご説明をしておりますが、再度確認をさせていただければと思います。

まず一つ目の基本方針策定の背景ですが、昨年9月に施行されたいじめ防止対策推進法を受けてのものです。(2)(3)のところには、中野区ではこれまで平成20年9月にいじめ総合対策を取りまとめております。そして昨年、平成25年度ですが、今回のさまざまな全国の事件を踏まえて拡充をしたというところがあります。ただ、このいじめ防止対策推進法が制定されましたので、それを踏まえて、法律に照らして整備を行うということで、今回この基本方針ということで、ご提案をしております。

2番目のところが、基本方針の内容です。大きく三つに分かれております。一つ目が基本方針策定の意義及びいじめの定義等。それから二つ目が中野区及び中野区教育委員会が行う取り組み、そして3番目が各学校で行う取り組みということで構成をされています。

前回出されましたご意見を踏まえまして、一部修正をしたところについてご説明をいたします。いじめ防止基本方針が出てくるわけですが、その裏面ですね。裏面の4、いじめに対する基本的考え方について、ご説明をいたします。

その(1)いじめを許さない雰囲気づくりの3行目以降のところですが、前回の提案につきましては、学校の全教育活動の中で意図的かつ計画的に、人権を尊重する教育を推進するとともに、ずっと下のほうにいきまして、「児童等による自治的かつ」となっていたところですが、ここを以下にありますように、「人権教育や道徳教育を推進して、児童等にいじめが重大な人権侵害であることを理解させるとともに」というふうに、道徳教育——これは人権教育の基本になるかと思いますが、その部分とそしていじめが人権侵害であるということをしちんと教えるというところを加筆してございます。それが1点目です。

2点目ですが、その下(2)です。ここは文言の修正ですが、最後の行で「思いやりの心」というふうに今回書かせていただきましたが、前は豊かな心ということで、少し広い言葉で考えていたのですが、あまり広過ぎると焦点がぼけるということもありますので、相手を思いやる気持ちがやはりベースになるだろうと、いじめについてはそれがベースにな

るだろうということで、「思いやりの心」という言葉にかえさせていただいております。

3点目です。次のページ(5)です。ネット上のいじめへの対応ということで、これもたしか高木委員から、ゲーム機を通じていろいろなサイトに入ることも今、できるような状況で、どんどん機器が進化しているというところですので、非公式サイトだけではなくてソーシャル・ネットワーキング・サービスなど、インターネットを介して行われるいじめに対して、関係機関と連携し、これは学校だけではなかなか、時代がどんどん進むので難しい部分がありますので、専門的な方たちとの連携をして、情報モラル教育の充実を図るということを新たに加えてございます。

修正した部分については、以上3点でございます。説明は以上です。

大島委員長

それではただいまの議案の説明につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

小林委員

今回のいじめ防止対策推進法の制定を受けて、しっかりと指導を推進していくということ。これは法律ができてやるのではなくて、今までも本区では着実にやっていたと思うのですがけれども、これを機に一層、やはり視点を明らかにして推進していく必要があるかと思えます。そういう点では今回のこの基本方針については、しっかりと定着して、実践のベースに乗せていくことが大事かと思えます。

この中で、前にも少し話題に上がったかもしれませんが、いじめの定義が文部科学省の問題行動調査も含めて、だんだん広がってきている。特に今回、ネット上のいじめも定義の中に明確に示されて、今回修正加筆したということですがけれども、この点もしっかり教員に周知していくというか、理解していってもらいたいなという、これは研修会その他でしっかりやっていく必要があるかなと思えます。

それからいじめに関しては、最大のポイントはやはり防止であると思えます。新しい法律の名前に防止があるとおり、やはり何かあったときの後始末という発想ではなくて、当然いじめというのはいつでもどこでも、集団があれば起こり得る可能性があるわけで、その辺の防止という視点、これもやはり教員が明確に今までもそういった意識のもとで指導していたと思うのですがけれども、こういった基本方針を制定するに当たって、もう一回明確にしていく必要があるかと思えます。

それから今、指導室長からの説明の中で、いじめは人権侵害であるという話がありました。そのとおりであって、この点は人権教育をいかに進めていくか。それから前回私が道

徳教育の重要性もお話ししましたがけれども、道徳教育だけに特化するのではなくて、それも含めて、やはり日常から推進していく必要があるかなど。ただこの際、やはり教員研修をかなり充実させていく必要があるかと思っておりますので、本区で前回、いわゆるいじめにかかわる研修会を特別に開いたのは評価できるものだと思いますし、今後もそういった形でしっかりと教員に危機意識を持ってもらうという意味も含めて、研修の充実というものを進めていただければと思います。

以上です。

大島委員長

ほかに質疑ございませんでしょうか。

高木委員

今回のいじめ防止基本方針。基本的なところは全部押さえたと思っておりますし、小林委員からも指摘があったように、本区としては従来より取り組んでいることを今回の本施行に伴って整理したということで、こちらのほうでよろしいかなと思っております。

特に一番重要な視点が未然防止、それについては各学校のアクションプランを校長先生のリーダーシップですとか、あるいは教育委員会の取りまとめで行っていただく。

また、早期発見については定期的にアンケート調査等でサーベイランスをしていくということで、物理的に仕切っていけるところだと思うのですが、やはり早期対応ですとか、あるいは重大事態の対処は非常に難しいですね。なかなかやはりかけ声だけではできませんし、中野区の不幸な事例でも、あるいは最近の事例でも、やはり担任の先生や学校の中でとまってしまったがために重大化してしまうことが多いと思っておりますので、そのところはやはり小林委員が指摘されたように研修、具体的に各学校でどういうことをやっていくのかというのを取り組んでいく必要があると思っております。

大島委員長

ほかにご発言はありませんか。

教育長

今回こうした形で、方針という形でまとめさせていただきました。経緯につきましては今、指導室長や高木委員からもお話のあったとおりですけれども、昨今マスコミ等でもいろいろ毎日のように報道があったりするようなこともあったり、それから家庭の中での受けとめといいますか、核家族化が進行している中で、家族だけでこうした問題を受けとめ切れないようなこともありまして、連日のようにというわけではありませんけれども、か

なり学校や教育委員会も直接このことについて保護者や関係者の方からのご相談も非常に多くなっているということがありまして、この方針をつくって、つくりっぱなしにするということではなくて、保護者の方にもきちんとかうした、中野区がこうした方針を持っている、あるいは学校としてこういう対応策を持っているのだということを周知することによって、まずは学校と十分お話をさせていただくとか、あるいはこの中に書かれている対応策を保護者の方がご了解の上、しかるべき相談機関につながっていくというようなことをきちんと徹底をしていきたいと思っておりますし、小林委員がおっしゃったように、研修等についてもいろいろな形で、有効な研修をこれからも実施していきたいと思っております。

小林委員

今、教育長が言われたように、やはり家庭、保護者、場合によっては地域の方々に、この問題をいかにしっかりと理解していただくか。その普及啓発という点ではこうしたものを契機にどんどん進めていきたいと思っておりますが、一つには具体策がないとなかなか、場合によっては絵にかいた何とかということになってしまうといけません。

各学校ではそれぞれ公開授業だとか、いろいろな形で工夫していると思うのですが、私は前回もお話をしたかもしれませんが、平成10年の施行からずっと続けている道徳授業地区公開講座ですね。これは各学校とも年1回、必ず開いているものです。最近、もう10年以上たって、この運営がともすると形骸化しているというような実態もありますので、例えば中野区として道徳授業地区公開講座はいじめ問題に特化してやっていくのだとか、必ずしもそうしろというのではなくて、一例として、そして保護者の方、地域の方に、そうしたものの関心を喚起するというのですか。そして場合によっては協力をしていただいたりとか、指導を充実させていく一つの契機になればと思っておりますので、何かそういった具体策を事務局のほうでも少しプランを立てて、そして実践していくという、そういったことは必要かなと考えています。

指導室長

今のお話は本当に、各校長先生方からのヒアリングの中でも、保護者、地域の参加者が少なくなってきた傾向というのは課題として受けとめていますので、委員からご意見がありましたことについて、事務局のほうでも整理をして、校長先生方と意見交換をしながら進めていきたいなと思っております。

最近、いじめだけではなくて児童・生徒のトラブルの中に、やはりインターネット絡み、携帯絡みの話が最近ふえてきていますので、教員のほうもそういうところに目を向けなけ

れば、なかなかこれからのトラブルが解決できないことは十分にわかっております。

各校では必ず年に1回はそれについての、保護者啓発も含めた研修会のようなものを設置するというのも各校努力をしていますし、当然、児童・生徒に対しては、情報モラル教育の中で、その辺は働きかけていく形になっています。

子どもとしてはそうすると、それができるような教育研修を充実させていくという必要があると認識をしております。

小林委員

今、指導室長が言われたように、ぜひお進めいただければと思います。

それからスクールカウンセラーの活用というのは非常に重要なポイントになると思いますけれども、その辺はどのように承知しているか、また実績はどうなっているのか。それをもう一回確認したいと思います。

指導室長

今回の基本方針にもきちんとした組織をつくって、そういういじめ問題に対しては対応することになっているのですが、これまでも生活指導部会の中に、スクールカウンセラーに入ってもらって、子どもたちの様子ですとかまたは対応について、意見をもらいながら措置的な指導をするという形になっています。

特にこれから方針に基づいた組織には、例えば会議をスクールカウンセラーの勤務日にあえて当てるだとか、心の教室相談員にも会議に入ってもらうような形で、学校組織を整備していく必要があると考えます。

小林委員

スクールカウンセラーについては本当に力量を踏まえて、適切に機能している学校が多いと思うのですが、場合によって一部にさまざまな課題を抱えるというケースもあると思いますので、その点、ぜひ事務局としてもそういった意味で、子どもたちのためにどうプラスになっているかという視点を踏まえて、しっかり管理していくことが重要かと思いますので、その点もぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

渡邊委員

私もいじめの問題には非常に関心がありまして、こういったいじめをしてはいけないみたいなことを国からいわれて何かするというのも変な気はするのですが、ただ、そうすることによって、逆にいって、そんなのは当たり前だといひながら改善されなかつた現実があつたということでこういう形になってきたのだらうと。決して悪いことではないなと思ひ

てはおります。

特に、素早く中野区は対応してくれたということです。以前から対応していたので、それをさらにスキルアップしたということで、本当に頼もしい指導室だなどは思っておりますが、こういったガイドラインみたいなものになって、定義をされたということは非常によろしいことだと思います。

いじめは、昔だと保護者同士でも、皆さんそれは子ども同士のじゃれ合いではないとか、そういう形で流されてしまった。やはりこれはそうではないのだと、なれ合いではなくて、はっきり、平たくいえばいじめと感じたらいじめなのだ。そういうような定義をされたら、もうじゃれ合いでは済まないよという、親御さんたち、周りの環境にも、時代はもう随分変わっていますので、俺の時代はとか、それを当てはめるのではなくて、今の時代で、こういうことはもう人権侵害なのです。暴力をしたらこれはもう犯罪なのですと改めて確認していただいて。

それで学校の現場の中で先生たちが読むことは、今の話を聞いていて十二分にわかりましたけれども、こういったことを広げるのには、確かにカリキュラムがありますけれども、ある程度キャンペーンとかアドバルーンを上げて、一時期に集中的にやって環境を巻き込まないと、なかなか広がっていかない。健康の問題でもそうなのですけれども、予防接種だとかがん検診だとかを広げていくときに、ある程度キャンペーンを打ってその時期にみんなですぐ考えていくことは絶対必要で。

特にやはりこの社会をコントロールするのは学校の先生とか、生徒がというよりは、社会が、みんながいじめは絶対許さないぞという雰囲気があるのなら、その学校でできれば、多分いじめはやりにくくなるのですよね。いじめをすると非常によろしくないぞという雰囲気が、そのまち全体とか地域全体で、そういうことを。

ですから、やはり学校の中だけでなく地域の人を巻き込んだ形での何か啓発、そしてこういう定義のようなものはもうちょっと、これを全部読むのは大変で、これをぼんと渡されても大変なのですけれども、いじめの定義とか人権侵害とか、ある程度まとめたリーフレットのような1枚ものとか、そういった道徳公開講座にいらした方には配っていくとか、家庭にも配っていくとか、老人会、民生児童委員の人たちにも、我々はこういうことをやっている外部にどんどんアピールしていくことも、やっていらっしゃると思うのですけれども、ある程度誰にでも見える形でやっていただけるといいかなと感じております。

やはり社会全体でこういうのはもうだめなのだ。事故が起きてしまったことについて

は、あとは専門家でいろいろと対応しなければいけないのですけれども、予防というのは社会全体で支えるという考え方で、ぜひそういう方法とか施策を早急にやっていただけるといいなと感じております。

長くなりました。済みません。

高木委員

ページ数、最後から2ページ目のところで、重大実態への対処への取り組み内容であくまで取り組み例なのですが、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合やいじめにより当該学校に在籍する児童等がおおむね30日以上の間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合は、重大事態として教育委員会に報告するとともに」とあるのですが、あくまでこれは例なので、あまり気にしなくてもいいと思うのですけれども、実際30日学校を休んでしまうと、多分もう学校に来られなくなってしまうと思うのです。

この場合の教育委員会が合議体の教育委員会なのか、事務局も含めたのかというのはアライアンスもあると思いますし、実態としては本区では各学校と教育委員会のコミュニケーションが円滑にいつているので、多分1週間とか2週間という段階で、何か指導室への相談があると思うのですが、これだけ見ると30日休むまでは放っておくよみたいなイメージを持つ方もいるかと。これは直さなくてもいいと思うのですけれども、そのところはやはりあくまでこれは取り組み例ですので、1週間とか2週間というベースできちっとコミュニケーションしているところを、何か今後出していったほうがいいのかと思います。

指導室長

30日たつまで放っておくものではなくて、不登校、登校しぶりなどが3日以上発生したら、各学校は家庭訪問などでかなりきめ細かく対応しています。ここではいじめでその子どもが学校に来ることができない状況があった場合には、今、委員がおっしゃったように1週間たないうちに学校は何らかの働きかけをしたいと思います。

それがなかなか改善されなくて、例えば構造が非常に複雑化していて、数か月行かないと、そうすると一定の日数がかかってくるかと思いますので、それが一つの目安として30日、これは不登校児童生徒数にカウントする日数になるのですけれども、ここまできたら重大事案として考えていきたいと思いますというものを一つの例として示したものですので、私としては30日間放っておくという意味で示したものではありません。

大島委員長

ほかに。よろしいでしょうか。

小林委員

確認ですが、本区ではいじめに対する調査、子どもたちの調査は、年間どれぐらいの頻度で行っているかということ。

指導室長

東京都や国の調査が入ることもあるし、それを除いたということで、年間3回の、以前から報告しているような調査がベースになっています。

小林委員

そうするとそれにプラスして、都とか国からの調査が例年きていると承知してよろしいのでしょうか。

指導室長

国は本当に不定期ですね。平成24年度には重大事案が発生して、それでの調査がありましたけれども、東京都は年間3回ほど、ふれあい月間というものを設定するのがあって、その中で数の報告ということなのですけれども、当然、数の報告をする場合には一体どうということなのかということも、学校のほうもかなりチェックするかと思います。

小林委員

そういった調査をたびたびやると、学校現場の中ではいろいろなやることがあって忙しい中で、また調査かというような思いも、教員の中には持ってしまうケースもあるかもしれませんが、これはあくまでもいじめの発見が主眼というよりも、先ほど渡邊委員が言われたように、いじめはいけないのだという雰囲気を醸成していくというか、そういう点で調査というのは非常に価値があると思いますので、ぜひ計画的にしっかりと実行していたければと思います。

大島委員長

ほかによろしいでしょうか。

私のほうから感想といいますか。今、伺いながら思ったのですが、中野区はもともといじめについてはいろいろな施策もやっているし、また今回、基本方針というのを改めて決めて、中身もいろいろな対策も網羅しているし、大変いい内容だと思います。

教員への研修ももちろんやるし、それから早期発見、早期対応、組織的に対応しましょうということも、これもすごく重要なことなのですけれども、ただ、今、頭にちらっとイメージとして浮かんだのが、こういう対策というのが子どもたちの頭の上で飛び交ってい

るみたいなことだと、あまり意味がないというか、救えない。

要するに、いじめられる子どもはいろいろいるでしょうけれども、自分で声を出せないとか、抵抗できないとか、訴えられない子どもなどもあるかと思うので、いじめられている子どもの目線で、いじめが今ないかどうかをきめ細かく把握してほしいなと思います。

もちろん、そういう視線で先生方とか関係の方にやっていただいていると思うのですが、子どもが不快な思いとか悲しい思いとかをしているけれども、それをなかなか訴えられないというようなことが、そういうところも子どもの目線で見て、あの子の様子がちょっとおかしいとか、そういうこともきめ細かく配慮して見てあげて、いじめを早期に発見できるようにするといいいのではないかなと思ひまして、子ども目線でいじめに対処していただけたらなと思ひました。

一言つけ加えてということで希望でございます。

それではほかによろしいでしょうか。

それでは簡易採決の方法により、採決を行いたいと思ひます。

ただいま上程中の第13号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

大島委員長

それでは引き続きまして、協議事項に移ります。

協議事項の1番目、「教育委員会に対する陳情について」の協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

副参事(子ども教育経営担当)

それでは、本件陳情につきまして、改めましてご説明をさせていただきます。本件は子どもと教育を守る区民の会から提出されました、教育長による区立学校への「常時国旗掲揚要請」を撤回し、改めて教育委員会での審議を求める陳情で、その趣旨は、12月の教育長による区立学校への「常時国旗掲揚」の要請は、教育長は教育委員会の合意に基づいて行動するという民主的な手続を踏むことなく行われた、教育長・教育委員会事務局の独断による行動であり、正式な手続を踏むべく、改めて教育委員会に差し戻し、審議をするよう求めるというものでございます。

陳情の内容につきましては、本年1月4日の本委員会定例会で報告したとおりでございます。

以上でございます。

大島委員長

それでは本件陳情の内容を踏まえ、基本的な論点を整理したいと思います。

まず第一に、本件陳情書において引用されています東京都教職員組合中野支部の陳情に対する、当委員会の平成25年2月20日付け回答における、国旗の常時掲揚の取扱いについての判断内容について。第二に、教育長が行った本件要請の手續上の適否について。第三に、本件要請の性格と区立小中学校における国旗の常時掲揚の実施権限について。第四に、掲揚塔の整備について。第五に、国旗の常時掲揚についての当委員会での再審議及び本件要請の撤回の要否について。

以上のとおりですが、ほかにご意見等はございませんか。

(発言する者なし)

大島委員長

それでは本件協議に当たりまして、以上の論点に対する考え方を提案したいと思いますので、事務局から説明をさせます。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、ただいまご指摘を賜りました論点に対する考え方について、ご説明をいたします。

まず第一の、本件陳情書の中で引用されてございます東京都教職員組合中野支部の陳情に対します教育委員会の平成25年2月20日付け回答における、国旗の常時掲揚の取扱いについての判断内容についてでございます。

区立小中学校における国旗の常時掲揚につきましては、既に実施をしている区立学校があることを踏まえ、教育委員会での協議において、関係法令や学習指導要領にのっとり適切な取扱いであることが確認され、今後も国旗の取扱いにつきましては、関係法令や学習指導要領にのっとり適切に行われるべきものであるという見解が示されたもので、他の区立小中学校が新たに国旗の常時掲揚を実施することを妨げるような決定をしたものではないということでございます。

続きまして第二の、教育長が行った本件要請の手續上の適否についてでございます。教育長の本件要請に当たりましては、平成25年12月6日の教育委員会定例会におきまして、

あらかじめ報告がなされているものでございまして、その際、教育委員会といたしまして、教育長に対し本件要請を行わないよう指示を行った事実はございません。

また第三の、本件要請の性格と区立小中学校における国旗の常時掲揚の実施権限についてでございます。本件要請につきましては、教育委員会が国旗の常時掲揚を各校に強制するものではなく、また各区立小中学校における国旗の常時掲揚の実施は、本件要請にかかわらず、最終的には区立小中学校の校長がその権限に基づきまして、学習指導要領を始め、関係法令等を踏まえながら、みずから判断すべきものであり、教育委員会としても当該校長の判断を尊重すべきものと考えているところでございます。

第四の掲揚塔の整備についてでございます。このたび行われました各区立小中学校における掲揚塔の整備につきましては、各種行事での利用の際、国旗や校旗の掲揚に支障のないよう、必要な改善を図ったものであると認められるものと考えてございます。

第五の国旗の常時掲揚についての教育委員会での再審議及び本件要請の撤回の要否についてでございます。本件要請後に実施されました国旗の常時掲揚につきましては、これまでの教育委員会における判断と同様、関係法令や学習指導要領にのっとった適切な取扱いであると認められるとともに、当該校長の判断につきましては教育委員会として尊重すべきものであることから、本件についての教育委員会での再審議及び本件要請の撤回の必要性はないものと考えてございます。

以上でございます。

大島委員長

各論点に対する考え方は以上のおりです。

それでは各委員からご質問、ご発言がありましたら、お願いします。

小林委員

先ほど副参事からの説明の中で、掲揚塔の整備について必要な改善を図ったというような話がございましたけれども、具体的にどのような必要性があったのかということを確認したいと思います。

指導室長

この必要性についてですが、まず背景がありまして、中野区立の小学校、中学校では、校旗を毎日授業日に掲げている学校が多いです。現在ではたしか全校だと思っておりますけれども、一方で、例えば入学式ですとか卒業式だとか式典だとか、運動会もそうなのですが、国旗の掲揚が必要な場合があるのです。そういうときに現在は掲揚塔が1本の

学校、2本の学校、3本の学校と整備状況がまちまちになっています。

そうすると、例えば1本の学校だと、ふだん上げている校旗を上げずに国旗を上げるだとか、両方上げたいという場合には、上に国旗でその下に校旗をつなぐという吹き流しのような形で対応すると。それは学校によって違うのですけれども、そういう部分できちんと両方を上げられるような、環境の整備をする必要がある。少なくとも2本は整備をする必要があるだろうということは前から議論としてはありましたので、そのあたりかと思えます。

渡邊委員

今、掲揚塔についての話があったのですけれども、整備がされたと伺ったのですけれども、これはもう全ての学校に整備がされたと理解してよろしいでしょうか。現在の状況をご説明していただければ。

指導室長

まず中学校につきましては、現在、中野中学校はこの3月をもって移転しますので、ちょっと難しいのですけれども、中学校は全部2本は整備されている状況であります。

細かく言いますと、例えば小学校で、これは平成25年8月末のデータなのですけれども、まず1本の小学校が9校あるのです。中学校は今の中野中の場所は1本だけと。ただ4月に移りますと3本になります。これは先ほど申し上げた中学校全校2本以上となります。2本が小学校で14校、中学校で3校、3本あるのが小学校で2校でという形。あと、中学校で7校という形になりますので、小学校は大体6割ぐらいは2本以上が整備されていて、中学校は中野中を入れると10割という形になっております。

渡邊委員

もう一度。小学校は完全に整備されていない。

指導室長

小学校はまだ完全には整備をされておられません。

渡邊委員

今後の整備はどういうふうになるのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

来年度以降、また施設整備、掲揚塔の整備に関しては計画的にやっていきたいと思っております。

渡邊委員

わかりました。

小林委員

今のに関連して。そうしますと、まだ複数本、掲揚塔が整備されていない場合、先ほど指導室長からの話ですと、校旗に関しては多くの学校が掲揚しているということですので、そうした場合の取扱いは一応どのように経過的に考えているかということを確認したいと思います。

指導室長

1本の学校につきましては、校長先生の判断でよろしいかと思っております。

小林委員

そうすると従来どおり校旗ということもあり得るということですね、それについては。

指導室長

1本の学校につきましては、校長先生がどちらを上げるかというのは決めていただいて結構かと思っております。

大島委員長

ほかにございませんか。

小林委員

別件です。そうすると、校長先生の判断でということですが、改めて学習指導要領において国旗の取扱いに関してはどういうふうになっているか、確認をしたいと思うのです。

指導室長

まず小学校ですけれども、小学校は教科としては社会科になります。3年生、4年生、5年生、6年生、それぞれあるのですけれども、多少ニュアンスが違ってきます。例えば3から4年生ですと、我が国や外国には国旗があるということを理解させる。それからそれを尊重する態度を育てるように配慮しましょう。5年生になりますと、大体似たような定めです。6年生になりますと、わが国の国旗と国歌の意義を理解させるということで、国歌がプラスされます。これを尊重する態度を育てる。それから諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育ててくださいということがあります。

それから小学校については、これは小中共通なのですが、特別活動におきまして入学式や卒業式などにおいては、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとするという形です。

中学校は社会科の公民的な分野です。中学校になるともう少し踏み込んだ形に書いてあるのですけれども、国旗及び国歌の意義、並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解するとともに、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること。特別活動におきましては、先ほどの小学校と同様な表記がされています。

小林委員

今の話ですと、やはり国際儀礼とか国際社会の中においてという文言が幾つか出てくるわけで、今後、東京オリンピックをひかえて、例えばいろいろな外国からのお客様だとか、さまざま想定したときに、やはり掲揚塔が1本というのは、相手の国旗、そして日本の国旗、場合によっては校旗、やはり複数本必要だということだと思いのですね。そういう点では掲揚塔の整備は粛々に行われるべきかなと思います。

それから別件ですけれども、一応もうシーズンとして卒業式もひかえているわけですが、卒業式、入学式に関しての区内の状況はいかがか。国旗とともに国歌の斉唱に関しても、確認したいと思うのです。

指導室長

卒業式、入学式が特別活動に定められているようなことで、国旗を掲揚して、そして国歌を斉唱するとなっていますが、中野区の小中学校全ての学校において、これにのっとった適切な対応ができていると認識をしております。

大島委員長

そのほかに質疑ございますか。

高木委員

質疑というか確認なのですが、委員長が取りまとめの中で、本教育委員会が国旗の常時掲揚を各校に強制するものではなくて、各小中学校の校長がその権限に基づき、引き続き自主的に判断できるという理解でよろしいのですよねということを確認をしたいのです。

確認というか、取りまとめだからいいのですね。ではその前提に沿って、この件につきましては、私は前回この審議のときに、自身の見解を述べたところです。一つは当然、我が国の国旗と国歌の意義を理解させて、それを尊重する態度を育てる。諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度。これは学習指導要領に定められていまして、それはすごく重要だと思います。

ただ、常時掲揚することによって、そういったことが自動的に湧き出ているというのは、現行の教育観からするといかがなものかと。はためく日の丸を見ることによって、ふつふ

つと国を愛する心ですとか、他国を尊重する心が沸き上がってくるというのは、私の考えだと四半世紀前の古い教育観であって、現在の思考力や判断力、あるいは表現力をはぐくむという現行の学習指導要領ですとか、あるいは何を教えるとか、どういうふうに教え込むということではなくて、子どもたちがどういうことを見つけているのかということを考える今の世界の標準的な考え方とは、大きな隔たりがあるのではないかと申し上げたところでございます。

ただ、現行の学習指導要領等で、国旗、国歌をきちっと説明するということに関しては、私は反対するところではないので、国旗掲揚がだめということではなくて、本当にこれに教育効果があるのですかと。私の考えではあまりあるように見えないですし、ご説明を聞いてもそれは定性的な説明で定量的なデータではないし、ほかの市区町村で見たところでも、常時掲揚によって国を愛する心ですとか他国を尊重する心が伸びたというのは聞いたことがないので、どうですかねということに疑念を述べたところでございます。

ただ、今回、本陳情のところで、教育委員会としては決定がないというところのご意見なのですけれども、私は自分の意見を述べたところでございますが、教育委員会というのは合議制の独立した教育委員会ですので、そのときにはいろいろ議論があつて、ただ、教育長の要請はしてはいけないという結論には私の理解ではしていなかったもので、私は自分の意見を述べたところですが、それに関して、してはいけないという決定がなかった以上、教育長の行動がまずいということは、自分の意見とは別に、一教育委員としてはなかったのかなと思います。

また、今回の確認の中でも、教育長が要請をしたと。ただそれは各学校に必ずやりなさいということでは、やらなくてはならないということではないということですので、そこに関していうと、教育委員会の運営としては齟齬はなかったものと理解をしています。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

私の理解も、教育長の要請というのは、今、説明の中にありましたように、あくまで各学校の校長先生の判断というものが重要であつて、その判断を尊重するということを前提にしてのお願いというような位置づけだと私は理解しておりますし、多分教育委員会としての共通理解であろうと思います。

ほかにご発言はございませんでしょうか。

(発言する者なし)

大島委員長

それでは、ただいまご提案しました考え方の内容をもって、当委員会として陳情者に対し、回答するという事で、本件協議が整ったことを確認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

では、ご異議ございませんので、事務局はただいまの合意内容をまとめていただいて、陳情者に対して回答をお願いします。

以上で協議事項の1番目の協議が終了しました。

次に協議事項の2番目、「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」の協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

副参事（子ども教育施設担当）

教育長の臨時代理による事務処理の指示について、協議をお願いいたします。それでは資料に基づいて、ご説明いたします。

1の指示内容でございますけれども、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づきまして、中野中学校校庭整備工事請負契約の変更契約に係る区長からの意見聴取に対する教育委員会の意見の申出について、教育長の臨時代理による事務処理を指示するという事でございます。

2番目の指示する理由でございますけれども、本年度に契約締結された中野中学校校庭整備工事について、平成26年2月から適用されております区の公共工事設計労務単価に基づきまして変更契約を行う予定でございますけれども、変更後の工事金額が1億8千万円以上になりますことから、区議会での議決事項となります。議案の上程に当たりまして、区長から教育委員会に対し、意見を求められるところになってございます。

本件教育委員会に対しての意見聴取は、本年3月25日の区議会本会議において、変更契約に係る補正予算案の可決後に行われることとなりますけれども、補正予算案の議決が未定であること、それと区長からの本件意見聴取後、速やかに意見の申出の事務処理が必要になりますことから、本件、区長からの意見聴取の事務処理については、教育長が臨時に代理することをあらかじめ指示することをお願いするものでございます。

私からの説明は以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの議案につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いします。

議案がわかりにくいので、かみ砕いて理解したいと思うのですけれども、既に締結している整備工事なのですけれども、新しい労務単価に基づいて計算すると、1億8千万円以上になると。変更契約を行うと、1億8千万以上になるであろうということなので、区議会の議決事項となったと。そうすると、議案の上程前に教育委員会が意見を申し出るという手続が必要になる。

そうなのですけれども、区議会での議決は3月25日に予定されているわけですが、我々教育委員会は、25日までという、きょうしかないわけです。来週の21日は祝日でお休みの日でございますので。そうすると、とってきょうの段階では、議案の内容とか契約の変更後の金額というのもまだ決まっていないので、きょう、私たちがいいとか悪いとか意見表明もまだできない。

そうすると、きょうから25日までの間に、金額が確定する。そうすると、そのときに教育委員会としての意見の申出をしなければいけないのだけれども、その意見の申出をあらかじめ教育長に教育委員会を代理して意見の申出してくださいということをきょう教育長に指示しておく。

こういう理解でよろしいのでしょうか。

次長

今回の件につきましては、まず今回の契約金額が上がることにに関して、まず予算のほうでの補正予算案を上げなければならない。補正予算が議決されて始めて、区長が教育委員会に対しこういった内容でということの意見聴取を行って同意をとらなければならない。その後、本会議でこの契約についての議案上程という流れになってございます。

したがって今この段階では、予定はされてございますが最初に補正予算案が通るか通らないかということ、それとともに手続上、議案がまだ出ていないということがございます。

そういったことがございますので、非常に不確定の中で日にちを決められるものでもございませぬ。そういった手続上の必要性があります。仮にこれが、補正予算が通ったということになって始めて意見聴取という形で私どものところに依頼が来る。そういったところでの不確定な部分がございませぬので、また日程的にそれが合っていないということがございませぬ。したがって事前にこういった指示をしていただければということで、今回

はお出ししたところでございます。

渡邊委員

これはもう、今の話で大体わかったのですが、この件のみについてということで理解させてもらってよろしいのかと、それともう1点不安な点ですね。これがすごくタイトなタイムスケジュールで行われているのですけれども、うまくいかなかった場合、校庭整備はおくれてしまうのでしょうか。

次長

国の要請に基づく形でやります。議決がされなかった場合には、その校庭整備がおくれるというよりも、その契約の内容を国が求めているものに関して区が合わせることとなりますので、極端な話をしますと、事業者はその金額はなしだよということで、やってもらうという形もございますし、校庭整備、だからとして事業者がやらないということにはならないと思うのですが、そういったものも不確定な部分があります。ただこれは議決された後にどういった対応をとるかということで、出てくるのかなと思います。

大島委員長

それと今、渡邊委員からの1番目の質問で、今回のこの件だけの単発的なものかどうかというところはどうでしょうか。

次長

本件のみでございます。

小林委員

本件に関しては、議会日程その他さまざまな状況から、こういう形で粛々とお進めいただければありがたいなと思っております。ただ、この内容から直接ではないのですけれども、校庭整備ということですが、これは外構も含めてということでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

外構も含めて校庭整備ということになっております。

小林委員

外構に関しては、やはり学校の安心・安全を守るという点では、非常に重要なことだと思います。もう1点、校庭整備に関しては、教育課程で保健体育の実技に関して、それがどうかという大きなかわりがあると思うのですが、その点の工事の進捗状況を事務局としてどういうふうには押さえているかということを確認したいと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

進捗率は50%を今超えています。それで校庭のほうですけれども、入学式あたりで人工芝を敷くような形になりますけれども、人工芝が敷いてある状態にはなっていると考えられます。

小林委員

私はどうもあそこ、施設を見学したのですが、人工芝ということですね。そうすると体育の授業に関しては、年度当初多少は影響はあるかもしれないけれども、そんなに大きな支障はないということで確認してよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

竣工の納期が4月25日ということになりますけれども、それより若干早目に一応竣工する予定でございます。

小林委員

私も経験上、こういうのは工事がおくれたりとか、さまざまなことがあると思いますので、業者には厳密に。要するに教育課程に支障がないというように、しっかりと仕切っていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

しっかりと進行管理のほうをさせていただきたいと思います。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

高木委員

中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則というのが施行されて、今回初めてのケースになると思うのです。この規則はなかなか内容が複雑ですし、わかりにくいのです。先ほど委員長が取りまとめしてくださったのですが、できれば委員長が解説しなくてもわかるような説明をしていただきたいと思います。

要はピンポイントで、中野中学校校庭整備工事請負契約の変更契約に係る区長からの意見聴取というのがあって、それが非常にわずかな時間ですかね。補正予算を通ってすぐやらなくてはいけないわけですね。

だから我々が逆に言うと臨時会を招集しておいてスタンバっていて、議決されたらすぐいいですよと言え、できなくはないのだけれども、物理的に難しいので、そういうときを想定して中学校の校庭工事が円滑にいくようにということですから、教育委員会としてノーという委員の方はいないと思うので、そこの部分について、イエスという権限を教育

長に預けていいですかということだと思っておりますけれども、先ほどの説明を聞いてもびんところないので、もう少しわかりやすい説明をしていただきたい。

それからタイムスケジュールのようなものがないので、要は25日の本会議で補正予算が議決されて、いつまでにこれは返事しなくてはいけないのかというのがこの資料を見てもわからないのです。これは25日中ということなのですかというのが、質問の本質です。

次長

今、高木委員がおっしゃったように、今回のポイントは、この労務単価の部分が上がったことで契約金額が1億8千万円以上という形になりますので、当日25日に補正予算の上程をさせていただいて、この補正予算が通りますと、今度は契約の議案を上程する前に、教育委員会の同意が必要だということで、その日のうちに教育委員会で同意する旨の意見の申出の議決をしていただく必要がある。この同意の申出もって始めて今度は区議会本会議のほうに契約議案を上程して、この議案が議決された場合にはすぐにそれを契約担当のほうで契約の変更という形をとり、工事のほうにつながるというわけです。工事は進めています、その分、上積みの部分はもう出ますよという形での工事の執行につながるということで、同日に全て行うというタイトなスケジュールであること。

それと事前にわかるものではなくて、国からの要請があったという、この2月に要請があったということで非常にタイトで、私どもも本来であれば第1回定例会のもっと前のときから、議案を出してスケジュール的にやりますが、今回はこの国からの要請が出たということ、それに対する積算というものがございました。

そういうことで、今回第1回定例会最終日にこういった議案の上程という流れになりましたので、非常にタイトになっていて、まことに申しわけありませんが、そういったスケジュールで進めさせていただくことになりました。

高木委員

25日に補正予算が可決されないと、議案の上程ができないと。決まっていない議案を上程して、委員会を招集することもできませんので、かといって我々がここでスタンバっていて、その場でというのも現実的ではありませんので、本件については私はやむを得ないかなと思います。

大島委員長

ほかにはございませんでしょうか。

ちょっとわかりにくい議案でございましたけれども、やっと大体状況が理解できたかな

というところでございます。

それでは、ほかにご発言がなければ、本件に係る区長の意見聴取に対する意見の申出につきましては、教育長の臨時代理による事務処理を指示するということにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

では異議ございませんので、本件については教育長の臨時代理による事務処理を指示することに決定しました。教育長は本件事務について、臨時代理による処理を行ってください。

以上で協議事項を終了します。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告>

大島委員長

次に、報告事項に移ります。

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から3月7日の第7回定例会以降の主な委員の活動について、一括して報告します。

3月12日水曜日、平成25年度中野区立学校退職校長感謝状贈呈式が行われまして、私と小林委員、高木委員、田辺教育長が出席しました。

私からの一括報告は以上です。各委員から以上の報告につきまして補足質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。私からは今申し上げたようなことで、感謝状を贈呈いたしました。退職校長の方、ことしは3名の方でございます。在職37年ぐらいになるというようなお話でございまして、長きにわたっての教職の第一線で頑張っていた方で、最後を中野区で数年間という方が多かったと思いますが、校長として活動していただいたということで。

皆さん、退職といってもすごくまだお元気で、まだまだやり足りないというような顔をなさって。なので、どういう形かはわかりませんが、これからの教育の分野で活動していただけるのではないかというような印象を持ちました。

私からは以上です。

小林委員、何かございますか。

小林委員

私もこの退職校長感謝状贈呈式に出席させていただきました。私は全体の会議が終わってすぐ退席をしたのですが、もちろんメーンは今回、退職される方ですが、再任用校長先生もいらっしゃると思うのですが、例えばその先生方に一言何かご挨拶をするとか、そういう場面はその後の会であったのでしょうか。そういうのは全く設けていない。

指導室長

あの後、定例の校長会という形で、全体でいろいろな報告だとか、そういう形で進めています。多分また別の場面で、そういうことは行われるのかなと思いますけれども、特に定例校長会の中でそういうような時間設定はしてございません。

小林委員

公式的にはもちろんあれでいいと思うのですが、今の制度、新しくなって再任用校長先生も結構いらして。その方の最後のときに、何かお別れのような、そういう部分をしっかりとって節目をつけていくというのは、中野区の教育に対していろいろと尽力いただいたということもありますので、その点が気になりましたので、発言をいたしました。

以上です。

高木委員

私も平成 25 年度、中野区立学校退職校長感謝状贈呈式に出席させていただきました。

小林委員と全く同じ感想で、再任用される方も例年いらっしゃる、そこが何かもやもやとしていて。実は私どもの短大でも 60 歳で定年で再雇用が多いのです。一応区切りとしてやはり 60 歳でやってしまうので、再雇用を更新しない先生については、先生方の私的な送別会だけで、学校としてはしなかつたりするのです。

ただこれから年金の関係もあるので、オフィシャルでなくてもいいので何かやっていただくといいと思います。本当に長い間、中野区のために、あるいは子どもたちのために頑張っていたことに感謝申し上げます。

大島委員長

渡邊委員、いかがでしょうか。

渡邊委員

私は学校長の退職感謝状贈呈式には出席できなかったのですが、人口動態を見ますと、団塊の世代の方がふえてきて、その方が 2015 年に 65 歳を迎えて、2025 年には 75 歳になるということで、そのときに社会がその人たちを支えることを考えると、非生産人口にな

られるのはもっとも後になっていただかないとだめなので、もっと頑張れる人は頑張っていたきたいなと個人的な意見ですけれども思っております。

そのほかに、3月9日になかのZERO大ホールにおきまして、東日本大震災復興支援チャリティコンサートが開催されました。これは中野区医師会と中野区との共催で行われたコンサートでございます。中野区教育委員会もこれに後援をさせていただいております。

今回の趣旨は、子どもたちからのメッセージということで、中野区内で活躍されている小中高校の吹奏楽部を招きまして、その生徒さんたちによる演奏をさせていただきました。今回、参加いただいた学校は、小学校は武蔵台小学校。これは吹奏楽では8年連続で金賞という形で、ずっと活躍し続けているということで。また中学校は北中野中学校で毎年活躍されている。最後は堀越学園高校。こちらディズニーランドに招待されたり、いろいろな場面で活躍されている学校でした。

その子どもたちを一堂に集めてこうやってコンサートをすることは、実は今までかつて中野区では行われていなかったそうで、子どもたちにしても、児童にしても生徒にしても、こういったすばらしい施設での演奏、十二分に演奏できるという形に、喜びと感謝の言葉をいただきました。

中野区内で学ぶ子どもたちの発表の場という形でこういったことを行えたことが、まず一つとてもよかったということで、またこの募金活動につきましては、震災で震災孤児になられた方に対して、あしなが育英会を通じて援助させていただくという趣旨を最初から打ち出しております、子どもたちにも募金活動も手伝っていただいたということで、本当に多くの方に募金をしていただきました。まだ集計が終わっていないので、こちらのほうは幾らぐらいという形は出ませんが、学校その他にご報告させていただきたいと思っております。

これは言っているのかわからないのですが、中野区の大和小学校が独自にPTAが募金をされていまして、その募金をこちらに充ててくださいというような形で、各PTAからでなくて、大和のほうから、ことしはこういった形で募金協力をいただいたことにまた改めて感謝することと、そういった支え合いの気持ちを感じて、とてもうれしく思っております。

こういった震災の、社会を支えるという気持ちも学校教育の中の一つに盛り込めて、少しよかったかなと思うのと、あと本当に活躍した子どもたちの発表の場を与えられて、本当によかったかな。

最後になりますけれども、演奏は非の打ち所がなく、音楽がスタートしたときから涙、涙で、私はそういった面が弱いものですから。それで最後はフィナーレとして、堀越高校の生徒が演奏し、全ての生徒たちが舞台上に上って、「花は咲く」を合唱するという、すばらしいコンサートになったなど。

来ていた方からも、非常にすばしかったというお声をいただいたのと、後日、何本かお電話をいただいて、ぜひ来年もやってほしいというような連絡をいただいたり、非常に反響もよかったので、この場をもってご報告させていただきたいと思います。

いろいろとご協力ありがとうございました。

教育長

私も退職校長の感謝状贈呈式に出席していきまして、小林委員、高木委員のご発言があったのと同じ気持ちでございました。中野区職員についても再任用制度はあるわけですが、同じような対応をしていきまして、再任用されてその後、退任をされる方に対して、特段何も今までのところしていないという状況があって、気にもなっていましたので、その後の校長会の場で私のほうから全員おられる前で、それ以外の、きょう感謝状を贈呈された方以外で、また再任用ではなくて、異動で去られる方もおられますので、そうした方に関しても感謝の言葉を述べさせていただいて、また今後もよろしくということでお話をさせていただきました。

それから3月9日のチャリティコンサートは、私も出席をさせていただいて、ZEROホールというのが割と音響効果もいいものですから、ふだん武蔵台小や北中野中で体育館で聞くよりは、聞き応えが全然違いましたし、子どもたちがああいう場で発表させていただいたことは、本当に場を設けていただいて感謝しております。

ぜひまた来年もやるということであれば、区や教育委員会として、できる限りの支援をしていきたいと思っています。

以上です。

大島委員長

では、ただいまの報告につきましてはよろしいでしょうか。

<事務局報告>

大島委員長

それでは、ほかにご発言がないようでしたら事務局報告に移ります。

事務局報告事項の1番目「中野区立中学校における学校用務業務等委託事業者選定結果

について」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

学校用務業務の民間事業者の委託につきましては、今年度中学校6校について、先行導入をしてございますが、来年度導入します中学校5校の受託事業者が今回決定しましたので、ご報告いたします。

委託の対象でございますが、第二中学校以下、ごらんの5校でございます。

事業者でございます。3番目のところをごらんください。ヤオキン商事株式会社ということで、足立区の事業者でございます。

最後、今後の予定でございますが、3月中に事業者による学校での業務を引き継ぎ終えまして、4月1日から業務を開始するというところでございます。

報告は以上でございます。

大島委員長

ただいまの報告につきまして質疑は何かございますか。

小林委員

今の報告の中で、6校が先行して導入しているということなのですが、これについての何か成果と課題がもしお話しいただける点があれば、お話ししたいと思えます。

副参事（学校教育担当）

今年度、先行で6校実施してございますが、これまでは職員による用務業務、清掃等を行ってございました。今年度から専門の事業者による業務の履行ということでございまして、なかなか職員では行き届かない部分ですとか、より事業者、専門性を生かした業務が履行されておりました、学校のみならずPTAの方からも、従来に比べてこのところがよくなったと、そういったご意見をいただいております。

あと課題につきましては、委託でございまして、従事者の方は委託事業者の従事者が業務を行います、当初、事業者の従事者が途中で変わってしまったり、そういったこともあった学校もありましたが、現在は委託している事務局としましては、事業者にしっかりその辺は業務管理を行っていただきたいということで、安定してございまして、年間を通して同じ従事者が業務を学校と連携しながら実施しているというところでございます。

教育長

ちょっと補足させていただきます。この委託に当たりましては、今まで校務主事がやっていた仕事の中でも大規模な修理ですとか、それから業者に頼んでいた維持補修なども含

めて、専門的な技能を持った委託事業者に受託をしていただいたことで、かなり効率的な今までできなかったような清掃作業ですとか維持補修作業もできるようになりまして、各学校としては非常に委託したそれなりの成果が上がったという感想をいただいています。

高木委員

企画提案公募型、いわゆるプロポーザル方式ということで、この業者に決まったと理解をしていますが、この業者に決まった決め手、ここがよかったというのがあったら教えていただきたいのです。

副参事（学校教育担当）

委員のご指摘のとおり、今回、企画提案ということで、事業者の提案を受けて選定をしたところでございますが、この事業者、先ほど言いました足立区の事業者でございます、足立区の区立小中学校 18 校ほど、既に用務業務の受託をしてございまして、企画提案ですとか事業者のヒアリングの中でも、足立区で 18 校やっているという実績がかなり細かいところまで見えて、4 月から任せて安心ということが選定の中でも見えました。ほかのところも、受託している事業者が企画提案を応募してございますが、そのところで企画提案の内容、あとヒアリングの内容、事業者説明、そこが他の事業者よりもすぐれているというところで、先ほど言いましたように 4 月からこの 5 校を任せて安心だというところで、点数がかなりほかのところよりよくなったということで、今回選定したというものでございます。

次長

若干の補足をさせていただきます。この企画提案というのは、プロポーザルで、今後の事業の内容とか、やるべきこと、それとあとかかってくるのは価格点というのがございます。その部分の三つを含めて、プロポーザル、最初の書類のほうでの書類の内容。これ、非常に全部書類に書かれてしまうということ、これはマニフェストと一緒に、これはやりますということを書いてあります。その部分と、あとはヒアリングをしながら、事業者の熱意とか、そういったものです。あとは価格点。この三つの要素でございます。

どこで事業をやっているとか、そういうことはあまり関係はございません。というのは、やはり各企画提案書の中でのその内容を見れば、どれだけ精通しているか、例えば我々が求めている課題に対して、どれだけのことが企画提案の中で出てくるか。そういったことがございます。

今回のところの事業者について、細かいところまでよくわかっているなど。やはり事業

を行っているところが、事前に行っていますので、我々が求めているところとか我々が非常に関心を持つところ、注意していただきたいところ、やはりいろいろな事業者が出てくる中では、そういったところが非常に多くの点数をとっているということで、一概にこれだというのは、やはり同じ事業者が皆出てきますので、これはというのは出てこないですが、いろいろなところで出てくると、積み上げてくると、やはりそういったもので、非常に我々が求めているものを相手方がちゃんと出している。そういったことで決め手になったのかなと思っております。

高木委員

学校用務業務等ですので、別にすごいアイデアがなくても私もいいと思うのです。しっかりと子どもたちが安心して学べる環境づくりについて、例えば先ほど教育長からも説明がありましたように、今まで業者に頼むと費用と日数のかかるものが、日常メンテの中でできるということでもいいと思います。

あと、済みません、委託の期間というのはこれはどれぐらいになるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

委託の期間につきましては、年度契約でございますので、まず来年、平成26年4月1日から平成27年3月31日でございます。

ただ1年限りでは業務の成果等もありますので、次年度への更新に当たりましては、部内での事務局内での評価委員会を設けまして、履行状況が良好であれば、また次年度も更新という制度を設けてございますので、そのような形で更新、最大で5年間程度、更新が可能という制度になってございます。

小林委員

質問です。この業者は足立区の業者ですけれども、実際に従事する人は例えば中野区の地元の人だとか、そういう何か縛りとか規定とかというのはあるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

特に中野区民に限るとか、そういった縛りはございませんが、やはり中野区の学校で従事するというところでございますので、教育委員会としましては、なるべくそういった方に従事していただく。雇っていただくですとか、少なくとも近隣の方をという形で、話をさせていただいているところでございます。

大島委員長

ほかにはよろしいですか。

私から質問です。費用というか対価というかの点ですが、一つは今、委託している今回以外の、もう既にやっている学校は、全部どの学校についても同じ費用の金額なのかというのが質問の1点と。それから今回決まったところは、今までやっているところと金額が同じぐらいなのかですね。その点をお聞きしたいのです。今、既存にやっているところは、それぞれ違う、ばらばらな金額なのか、統一なのかということと、今回の決まったところは、それらに比べてどうなのでしょう。

副参事（学校教育担当）

まず今年度契約した6校でございますけれども、契約としては一括の契約でございます、例えば第三中学校が幾ら、第五中学校が幾らということではございません。もちろん積算はありますけれども、そういった形。契約金額としては一括でございます。

大島委員長

全体で幾らというので決めたということですね。

副参事（学校教育担当）

そうでございます。積み上げがございますが。

大島委員長

今回の場合は、どんなふうにしたのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

今回も今年度の契約と同様に、各校での積み上げ、それで5校分で一括の金額で契約しているということでございます。

大島委員長

今までの、既存の契約の学校と今回とでは、全体として校数も違いますけれども、特に今回のほうが、例えば1校当たりが高くなるか安くなるか、そういうことはない。大体について1校当たりになしてみると、同じぐらいというイメージでいいのでしょうか。イメージでいいのですが。

副参事（学校教育担当）

結果としまして、今年度と来年度の新しい契約については、ほぼ同水準ということでございます。

大島委員長

わかりました。

次長

補足しますと、基本的な仕様は同じでございます。学校によって用務業務という形は、面積によって全然違うとか、そういうことがございませんので、基本的な仕様は全部同じになっています。その仕様の中で若干面積にかかわる部分とか、そういったばらつきがありますが、それを積み上げた結果として、我々としては、数が多ければその分だけ効率的になって金額が下がるだろうと、個々に立てるよりはということで、昨年導入させていただいています。

ですから今回の5校についても、積み上げをしておりますが、それでやはり一つにまとめたということで、事業者としては同じ学校で人が休んだときの融通がきくとか、いろいろなことがあると思います。そういった部分で固めて一括契約というやり方をしているところでございます。

大島委員長

わかりました。

ではほかにはよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

大島委員長

では続きまして、事務局報告事項の2番目、「平成25年度中野区子ども読書活動奨励事業の実施報告について」の報告をお願いします。

副参事（知的資産担当）

平成25年度中野区子ども読書活動奨励事業の実施結果につきまして報告いたします。配付させていただきました資料をごらんいただきたいと存じます。

まず事業の内容でございますが、中野区子ども読書活動推進計画（第2次）に基づきまして、読書活動を奨励するため、すぐれた読書感想文、あるいは感想画を表彰する内容でございます。

昨年度に引き続きまして、小学校教育研究会、中学校教育研究会の先生方の審査によりまして推薦されました児童・生徒の皆様に対しまして、教育委員会名により表彰を行いました。

実施結果でございますが、2のとおりでございます。本年度は小学校56名の方、また中学校につきましては22名の方が表彰をされたところでございます。

表彰内容は以下のとおりでございますが、表彰の周知といたしまして、教育委員会ホームページ、図書館ホームページ上に掲載をさせていただきました。あわせまして図書館の

資料といたしまして、感想文集等を登録をいたしまして、区民の皆様にも周知を図っているとございます。

簡単でございますが、以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご発言ありましたら、お願いします。

高木委員

小中学生がしっかり本を読んで、自分の考えを文章にまとめていくのは非常に大切なことだと思いますので、今後も引き続き継続していただきたいと思いますのですが、先般新聞に、「走れよメロス」というレポートを書いたというのが出ていたと思うのです。実際『走れメロス』を読んで、あれは中学生でしたか。疑問を持って調べたら、距離と時間、天体とか勘案すると、実は走っていないで、早歩きぐらいだったというリサーチレポートを出して。名作も形なしだなと思う反面、そういう観点を与えられた知識で満足せずに疑問を持って調べるという、非常にこれから必要とされる能力なのかなと思いますと、理科に関して本区は非常に力を入れて、理科の発表会をやっているのですが、中学生になりましたら読書感想ももちろん大切だと思うのですけれども、本を読んで、その主人公に共感したり、感想を持つのももちろん大切なのですけれども、やはりそこから一歩何かリサーチレポート、繰り返すようでも、何か調べる。しかも国語に限らず。

実際、仕事をしていくと、多分社会的な仕事をする、社会科というとおかしいのですが、営業とか事務とか企画という方が多いと思うので、最近はICTでエクセルやパワーポイントあるいはワードという、非常にそれを表現する機器もあって、実際に各学校に行くとそれを使った展示もありますので。あれもやれこれもやれというのは、現場に非常に負担がかかると思うのですが、ぜひそういったものも本区もだんだん取り組んでいったらなど。感想です。

大島委員長

ほかにご発言、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

大島委員長

それでは、事務局報告事項の3番目、「学校施設の調査・診断結果について」報告をお願いします。

副参事（子ども教育施設担当）

それでは、資料に基づいてご説明させていただきます。

1 番の実施目的でございますけれども、学校施設の整備計画を策定するにあたりまして、小中学校再編計画（第 2 次）における統合新校として校舎を使用する予定の学校、そして校舎の主要部分ですけれども、建築後 50 年を経過した学校の経年劣化の状況を把握するため、施設調査を行ったものでございます。

実施方法でございますけれども、耐力度調査により実施しております。耐力度調査でございますけれども、建物の構造耐力、経年による耐力低下、立地条件による影響の 3 点の項目を総合的に調査し、建物の状況を評価するものでございます。

3 番の診断の評価基準でございますけれども、1 万点を満点に算出され、点数が高いほど耐力度が高いことを示してございます。

また診断結果でございますけれども、わかりやすくするために、○と△の 2 ランクに分類しております。○が耐力度 4,501 点以上で耐力度が比較的高いというところでございます。△が耐力度 4,500 点以下で耐力度が比較的低いということでございます。

耐力度が△の場合、耐力度がそれほど失われていない建物を示してございます。ただ 4,500 点以下の場合には改築とか改修に当たりまして、国の補助金の対象になっているというものでございます。

4 番の調査・診断実施校でございますけれども、ごらんとおりでございます。

5 番の調査・診断結果でございます。調査対象の校舎及び体育館でございますけれども、改修によってさらに 30 年程度長寿命化することが可能であるということでございます。耐力度の点数については、点数が低いほど改修の度合いが高くなるというものでございます。

なお、建築後 50 年を経過した学校についてでございますけれども、今後の改修、または改築の判断でございますけれども、整備費用、立地条件、その他の教育環境を勘案しながら、学校施設の整備計画に反映させていくことを考えております。

学校ごとの調査結果は裏面のとおりでございます。学校再編対象校と建築後 50 年経過校の二つに分けて記載してございます。建物の種別は校舎棟と体育館。校舎棟については、竣工年度ごとに分けてございます。耐力度の評価基準については、欄外の記載のとおりでございます。

私からの説明は以上のとおりでございます。

大島委員長

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いします。

高木委員

なかなか難しいのですけれども、1万点満点で耐久度が4,501点以上が○、△は4,500点以下。ただこの違いは、国の補助金の対象となるかどうかということだけで、例えば3,000点だから——3,000点があるかどうかわかりませんが、3,000点だからもうすぐだめよとか、そういうことではないですよ。

副参事（子ども教育施設担当）

現状の状態かどうかという、要は経過年数に応じた、耐力が低下しているかどうかという判断なので、今の時点でだめだという、そういう建物については、中野区の場合はないというところでございます。

教育長

それに関連しまして。これはあくまでも改築・改修に当たって、どの程度改修の度合いが必要かという調査です。高木委員がおっしゃった、何をもってだめというかということもあるのでしょうけれども、基本的には耐震の改修を区としては計画的にやっております。この委員会でも報告していますように、今年度、来年度をもって、耐震改修計画は全て終了することになりますので、基本的にはそれをもって、いい、悪いという言い方は非常に語弊があるかもしれませんが、中野区としては教育環境に適している建物を全部そろえている環境になると思っています。

高木委員

私の理解でも平成27年度までに耐震改修が全部終わることだったので、何かこれだけ見ると△というところすごく不安になってしまうので、それは大丈夫ということ。

あともう一つは、改修によってさらに30年程度長寿命化するということなのですが、例えば今すぐ壊れないにしても、経年劣化をしていくということがあって、改修工事というときに、大体改修した後のざっくりとしたイメージですが、改修が終わった段階で、何点ぐらいにするように改修するものなのですかというのが1点。

1万点でといわれてもちょっとぴんときないので、今回、中野中学校新校舎が竣工しますよね。これは大体何点ぐらいなのですか。1万点なのですか。

副参事（子ども教育施設担当）

耐力度調査自体の点数のつけ方というのもありまして、後ろの質問から答えさせていただきますけれども、中野中学校の場合、できたばかりなので、では1万点なのかということなのですが、そうではないのです。東京都、中野区の位置関係ですね。地震が多

い地域なのかどうか、それと地盤ですね。地盤が固い地盤なのかやわらかい地盤なのか。それで左右されますので、基本的には中野区の場合でも 9,300 点ぐらいが上限の状態、それからスタートということになります。

それと後のほうの質問ですけれども、では改修によって何点にしようということを考えているのかという質問でございますけれども、なかなか何点まで、何点を想定して建てるというのは難しいのですけれども、基本的には 4,500 点以上の高い状態の点数がつくような形に持っていきたいということを考えてはございます。

高木委員

中野中は何点ですかと、ちょっと無謀な質問だと今、反省をしました。ただ、逆に言うと、では〇だから改修の必要がないことでもないのですよね。一概に何点とは言えないけれども、もともと 50 年の寿命で見たものが 30 年ですから、当然 30 年寿命ということは、新築の中野中学のようにはならないけれども、ぎりぎり 4,500 点とかでなくて、相応の耐久力を持たせるというぐらいの理解でよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

改修によって 30 年程度持たせるというのは、基本的には躯体自体が、今の耐用年数の考え方は経済的な耐用年数ですかね。税務上の耐用年数で考えていますので、物理的な耐用年数というのはまた別な次元の問題かなと思うのです。標準仕様だと、大体 50 から 80 年ぐらいはもつだろうというのが日本建築学会の見解でもございますので、それを標準に置きながら、設備も大体 20 から 30 年が設備の更新時期に考えられますので、それを更新させていって、基本的には 80 年程度、もちろん耐力度を増進させながら 80 年程度、校舎がもつように改修していくというところでございます。

大島委員長

ほかにはございますか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

大島委員長

では、ほかには報告事項はありますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

大島委員長

では、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本日をもちまして、私の委員長としての定例会の主事は最後となります。1年間ご協力いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、教育委員会第8回定例会を閉じます。

午前11時40分閉会